

Weekly Report

第198号

平成25年 1月15日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

給与所得者の還付申告について

◆還付申告は1月から受付開始

平成24年分の所得税の確定申告は、2月18日～3月15日までとなります。

大部分の給与所得者の方は、年末調整により所得税は精算されるため確定申告を行う必要はありませんが、下記の控除などを適用する場合は、還付を受けるための申告(還付申告)を行う必要があります。

なお、還付申告は1月から行えます(確定申告の必要がない方の還付申告は、その年分の翌年1月から5年間行えます)。

◎医療費控除……本人又は生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費から保険金など補填される金額を差し引き10万円(所得金額200万円未満の方は、その5%)を超える場合、その超える金額について所得控除ができます。

◎雑損控除……災害や盗難、横領によって、生活に通常必要な住宅や家財などの資産について損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合は、一定金額の所得控除ができます。

◎寄附金控除……国や地方公共団体などに対して支出した特定寄附金が2千円を超える場合、所得控除を受けることができます。なお、政治活動に関する寄附金や認定NPO法人に対する寄附金など一定のものは税額控除を選択できます。

◎住宅ローン控除(初回のみ)……住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得等をした場合、年末のローン残高を基に計算した一定金額を税額控除できます。なお、2年目以降は年末調整で控除が受けられません。

緊急経済対策における中小企業への取組

政府は今年11日、日本経済再生に向けた緊急経済対策を閣議決定し、①復興・防災対策、②成長による富の創出、③暮らしの安心・地域活性化を重点施策として取りまとめています。

中小企業対策としては、経営改善・事業再生を図るために、再生支援協議会の機能強化や認定支援機関による経営改善計画策定支援、資本金の活用、経営支援と一体となったセーフティネット貸付の創設などを行うとしています。

その他、個人保証制度の見直し、動産・売掛金担保融資の活用促進、経営改善のための設備投資を促進する税制措置などが盛り込まれています。

低炭素住宅の認定制度がスタート

昨年12月に都市低炭素化促進法が施行され、低炭素住宅の認定制度が開始されました。

低炭素住宅とは、現行の省エネ基準より一次エネルギー消費量が10%以上少ないなど一定基準を満たした住宅で、認定を受けた場合は、優遇措置が設けられています。

住宅ローン減税については長期優良住宅と同様に控除額が最大300万円(25年中に居住)となります。また、登録免許税も0.1%に軽減(26年3月までに取得)されます。